平成２１年（フ）第８７７号
広島市東区尾長東３丁目12番11号
債務者　近藤玄次郎
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９２３号
広島市中区基町20番１―1136号
債務者　曽根田幸子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９３９号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘35番17号
債務者　吉岡　富子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４号
福岡県久留米市草野町吉木1475番地１
債務者　國武　伸一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１３３号
宮崎県延岡市平原町２丁目1115―49、住民票上の住所宮崎県延岡市三ツ瀬町２丁目６番地１
債務者　草野八千代
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１３８号
宮崎県延岡市差木野町5780番地３
債務者　中川　　瞳
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２０５号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目46番10号
米森アパート202号
債務者　吉井　恵子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
鹿児島県鹿児島市真砂本町52番１号　セデリア村中Ｉ402号
債務者　松元　義廣
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
鹿児島県鹿児島市東佐多町1890番地
債務者　花田　憲一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２８８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4017番地
エクリエール谷山301号
債務者　柿元美和子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８４号
鹿児島県志布志市志布志町安楽112番地２
債務者　吉田　　剛
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第８５号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目27番市１―201号
債務者　東郷　美保
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
北海道新冠郡新冠町字中央町10番地の５　メディアサイジョウＣ
債務者　三浦　　正
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
北海道勇払郡むかわ町福住２丁目133番地
債務者　石澤　真紀（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２２５号
秋田市河辺岩見字鵜養前田面85番地、前住所秋田市将軍野堰越８番８―301号
債務者　佐藤　香織
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３２号
秋田市添川字地ノ内97番地70
債務者　菅野由美子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２号
秋田県大館市字相染沢中岱139番地34、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字中阿久津1034番地12
債務者　櫻庭　　修
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
秋田地方裁判所大館支部